



航残して悔い残さず!!

シリーズ 地籍調査 ⑦

地籍調査Q&A ①



Q. 着手予定年度と調査予定区域は

A. 平成28年度より着手しています。単位区域（単年度調査区域）は山村境界基本調査（国）が終わっている「大字安戸」から実施しています。

Q. 調査期間の予定は

A. 調査は通常、一地域を3年程度で完了します。1年目は計画・準備・一筆地調査を、2年目には、一筆地調査（現地）・地籍測量を、そして3年目は、地積測定・地籍図・地籍簿案の作成や成果の認証・登記所送付を行います。

Q. 地元説明会の案内が届きました

A. 地籍調査を実施するにあたり、土地所有者の皆さまに事業の説明や作業予定、立会などのお願いをするために開催します。地籍調査を円滑に進めるためには、土地所有者の皆さまのご理解とご協力が最も重要ですので、ご出席をお願いします。

Q. 現地立会い（一筆地調査）の案内が届きました

A. 境界確認の立会いは、あなたの土地を守る大切な立会いですので、必ず立会っていただくようお願いいたします。また、可能な限り調査当日までに隣接の所有者と境界を確認しておいてください。

Q. 現地立会い当日、都合がつかず立会いができないのですが

A. 代理の方に立会いをお願いしてください。その際は委任状（所定様式）に必要事項を記入していただき、当日代理の方から提出していただくことになります。この場合、代理の方は認印をご持参ください。ご家族の代理でも委任状が必要です。



地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
産業建設課地籍調査担当 ☎82-1222

特別養護老人ホームの工事が始まりました



旧西小学校跡地を活用した東秩父村福祉総合施設整備計画に基づく特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の工事が平成29年12月から始まりました。工事の期間は平成29年12月～平成31年1月までとなっています。

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 住民福祉課 福祉年金担当
☎82-1221